



(別添 1)

保国発 1031 第2号
平成 26 年 10 月 31 日

都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

「国民健康保険団体連合会における経理事務について」等の一部改正について

国民健康保険団体連合会が行う事業に係る運営コストの明確化を図る観点から、「国民健康保険団体連合会における経理事務について」等を下記のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内の国民健康保険団体連合会及び保険者への周知等に御配慮願いたい。

なお、この通知による改正部分については、国税庁及び省内関係部局と協議済みである。

記

- 1 「国民健康保険団体連合会における経理事務について」の一部改正
「国民健康保険団体連合会における経理事務について」(昭和 56 年 8 月 21 日保険発第 62 号) の別紙を別添のように改正する。
- 2 「法人税法、地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会が行う収益事業に対する課税措置について」の一部改正
「法人税法、地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会が行う収益事業に対する課税措置について」(昭和 56 年 8 月 21 日保険発第 63 号) の一部を次のように改正する。
記の 2 (1) ②エ (ア) 中「国民健康保険法第四五条第五項の規定」を「国民健康保険団体連合会の規約」に、「診療報酬の審査及び支払の事業」を「事業 (手数料を徴収する事業のうち、当該事業が実費精算の考え方に基づいて行われていることについて所轄国税局長又は税務署長に確認を受けたものに限る。)」に、それぞれ改める。
記の 2 (1) ②エ (オ) 中「保健婦」を「医師・保健師」に改める。
記の 2 (2) エ中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。
記の 2 (2) オ中「法人税法施行令第四八条」を「法人税法施行令第四八条及び第四八条の二」に、「定率法」を「減価償却資産を取得した時期 (平成 19 年 4 月 1 日以後の取得かどうか) に応じて定率法又は旧定率法」に改める。
- 3 施行時期
1 及び 2 の改正は、国民健康保険団体連合会における平成 26 年度決算から施行する。

別添

国民健康保険団体連合会が行う事業に係る手数料等の額について

一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う事務（手数料を徴収するものに限る。）については、当該委託に係る手数料は、次のとおり、実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。

1 手数料の範囲

手数料とは、連合会が設ける以下の特別会計において歳入科目に計上される手数料をいう。

- ・診療報酬審査支払特別会計
- ・介護保険事業関係業務特別会計
- ・障害者総合支援法関係業務等特別会計
- ・特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
- ・後期高齢者医療事業関係業務特別会計

2 手数料の額

1に掲げる手数料の額は、その種類別に次の式により算定するものとする。

$$\text{手数料} = (\text{職員人件費、審査委員会費その他当該事務に必要な経費（次に定める資産(※)の積立損を含む）} - (\text{国庫補助金}) - (\text{都道府県補助金}) - (\text{預金利子収入金}) - (\text{当該事務に係る前年度の剰余金}))$$

(※)必要経費に積立損を計上することができる資産の種類とその限度額

(1) 財政調整基金積立資産

事業運営上の不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図るための積立金であって、当該年度の手数料（年額）の10%相当額から当該年度の前年度末までに積み立てられた財政調整基金積立資産の累計額（当該年度において取り崩しを予定しているものを除く。）を差し引いた金額を超えないものに限る。

(2) 退職給付引当資産

退職金の支払準備のために積み立てる経費であって、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額の5分の1に相当する額を超えないものに限る。

(3) 減価償却引当資産

当該年度末に保有する建物や電算処理システム等の固定資産（減価償却費の対象となる物品を含む。）について、定額法又は定率法（旧定率法を含む。）により算出した当該年度の減価償却費相当額を超えないものに限る。

(4) 電算処理システム導入作業経費積立資産

次の電算処理システムの更改の際に行う導入作業経費（減価償却資産の取得に充てるための経費を除く。）に充てるため、当該年度に積み立てる資産であって、現行の電算処理システムの更改の際に要した導入作業経費相当額から当該年度の前年度末までに積み立てられた電算処理システム導入作業経費積立資産の累積額を差し引いた金額を超え

写

(別添1)

ないものに限る。

ただし、当該積立資産の保有期間は次回の更改年度までとする。

二 連合会が当該保険者（広域連合を含む。）に対して行う国民健康保険事業運営資金の転貸については、その利率は、次のとおり、連合会が当該転貸に充てるため各県等又は金融機関から借り入れる利率、その借入に係る担保預金の利率、連合会における事務費の額等に基づき剰余の生じないように定めるものとする。

貸付金利子 ≤ (県等又は金融機関からの借入金に係る利子) - (借入に係る担保預金の利子) + (職員人件費等転貸事務に必要な経費) - (転貸事務に係る前年度の剰余金)

三 連合会が当該保険者から委託を受けて行う保険者事務共同電算処理事業については、その委託に係る手数料は、一と同様に実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。

四 連合会が行う第三者行為損害賠償求償関係事務は、当該保険者から手数料を徴収する場合であっても、当該手数料は、次のとおり当該事業に係る経費の一部をその受益の程度に応じて当該保険者に負担させるにとどめるものとする。

求償関係事務取扱手数料 ≤ 職員人件費、調査旅費等求償関係事務に必要な経費

五 連合会が行う医師、保健師等学資貸付事業については、当該貸付を受ける者が当該連合会に係る地域内の医療機関に勤務した場合等一定の義務を履行した場合にはその返還を免除するものとし、また、当該貸付の条件を履行しないため、その返還を要する者が、返還金を指定期限までに返還しない場合に徴収することとしている延滞利子を除き、その貸付期間に係る利子等は一切徴収しないものとする。

「国民健康保険団体連合会における経理事務について」（昭和56年8月21日保険発第62号厚生省保険局国民健康保険課長・国民健康保険指導管理官通知）の別紙「国民健康保険団体連合会が行う事業に係る手数料等の額について」の新旧対照表

改正案	現行
<p>別紙 国民健康保険団体連合会が行う事業に係る手数料等の額について</p> <p>一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う事務（手数料を徴収するものに限る。）については、当該委託に係る手数料は、次のとおり、実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。</p> <p>1 手数料の範囲 <u>手数料とは、連合会が設ける以下の特別会計において歳入科目に計上される手数料をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬審査支払特別会計 ・介護保険事業関係業務特別会計 ・障害者総合支援法関係業務等特別会計 ・特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 ・後期高齢者医療事業関係業務特別会計 	<p>別紙 国民健康保険団体連合会が行う事業に係る手数料等の額について</p> <p>一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、国民健康保険法第四十五条第五項の規定に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務については、当該委託に係る手数料は、次のとおり、実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。</p>

2 手数料の額

1に掲げる手数料の額は、その種類別に次の式により算定するものとする。

手数料＝（職員人件費、審査委員会費その他当該事務に必要な経費（次に定める資産(※)の積立損を含む）－（国庫補助金）－（都道府県補助金）－（預金利子収入金）－（当該事務に係る前年度の剰余金）

審査支払手数料＝（職員人件費、審査委員会費等審査支払事務に必要な経費）－（国庫補助金）－（都道府県補助金）
－（預金利子収入金）－（審査支払事務に係る前年度の剰余金）

(※)必要経費に積立損を計上することができる資産の種類とその限度額

(1) 財政調整基金積立資産

事業運営上の不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図るための積立金であって、当該年度の手数料（年額）の10%相当額から当該年度の前年度未までに積み立てられた財政調整基金積立資産の累計額（当該年度において取り崩しを予定しているものを除く。）を差し引いた金額を超えないものに限る。

(2) 退職給付引当資産

退職金の支払準備のために積み立てる経費であって、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金支給額の5分の1に相当する額を超えないものに限る。

(3) 減価償却引当資産

当該年度末に保有する建物や電算処理システム等の固定資産（減価償却費の対象となる物品を含む。）について、定額法又は定率法（旧定率法を含む。）により算出した当該年度の減価償却費相当額を超えないものに限る。

(4) 電算処理システム導入作業経費積立資産

次回の電算処理システムの更改の際に行う導入作業経費（減価償却資産の取得に充てるための経費を除く。）に充てるため、当該年度に積み立てる資産であって、現行の電算処理システムの更改の際に要した導入作業経費相当額から当該年度の前年度末までに積み立てられた電算処理システム導入作業経費積立資産の累計額を差し引いた金額を超えないものに限る。

ただし、当該積立資産の保有期間は次回の更改年度までとする。

二 連合会が当該保険者（広域連合を含む。）に対して行う国民健康保険事業運営資金の転貸については、その利率は、次のとおり、連合会が当該転貸に充てるため各県等又は金融機関から借り入れる利率、その借入に係る担保預金の利率、連合会における事務費の額等に基づき剰余の生じないよう定めるものとする。

$$\text{貸付金利子} \leq (\text{県等又は金融機関からの借入金に係る利子}) - (\text{借入に係る担保預金の利子}) + (\text{職員人件費等転貸事務に必要な経費}) - (\text{転貸事務に係る前年度の剰余金})$$

三 連合会が当該保険者から委託を受けて行う保険者事務共同電算処理事業については、その委託に係る手数料は、一同様に実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。

二 連合会が当該保険者（一部事務組合を含む。）に対して行う国民健康保険事業運営資金の転貸については、その利率は、次のとおり、連合会が当該転貸に充てるため各県等又は金融機関から借り入れる利率、その借入に係る担保預金の利率、連合会における事務費の額等に基づき剰余の生じないよう定めるものとする。

$$\text{貸付金利子} \leq (\text{県等又は金融機関からの借入金に係る利子}) - (\text{借入に係る担保預金の利子}) + (\text{職員人件費等転貸事務に必要な経費}) - (\text{転貸事務に係る前年度の剰余金})$$

三 連合会が当該保険者から委託を受けて行う保険者事務共同電算処理事業については、その委託に係る手数料は、一同様に実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。

<p>四 連合会が行う第三者行為損害賠償求償関係事務は、当該保険者から手数料を徴収する場合であっても、当該手数料は、次のとおり当該事業に係る経費の一部をその受益の程度に応じて当該保険者に負担させるにとどめるものとする。</p> <p>求償関係事務取扱手数料≦職員人件費、調査旅費等求償関係事務に必要な経費</p>	<p>四 連合会が行う第三者行為損害賠償求償関係事務は、当該保険者から手数料を徴収する場合であっても、当該手数料は、次のとおり当該事業に係る経費の一部をその受益の程度に応じて当該保険者に負担させるにとどめるものとする。</p> <p>求償関係事務取扱手数料≦職員人件費、調査旅費等求償関係事務に必要な経費</p>
<p>五 連合会が行う医師、保健師等学資貸付事業については、当該貸付を受ける者が当該連合会に係る地域内の医療機関に勤務した場合等一定の義務を履行した場合にはその返還を免除するものとし、また、当該貸付の条件を履行しないため、その返還を要する者が、返還金を指定期限までに返還しない場合に徴収することとしている延滞利子を除き、その貸付期間に係る利子等は一切徴収しないものとする。</p>	<p>五 連合会が行う保健婦等学資貸付事業については、当該貸付を受ける者が当該連合会に係る地域内の医療機関に勤務した場合等一定の義務を履行した場合にはその返還を免除するものとし、また、当該貸付の条件を履行しないため、その返還を要する者が、返還金を指定期限までに返還しない場合に徴収することとしている延滞利子を除き、その貸付期間に係る利子等は一切徴収しないものとする。</p>

「法人税法、地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会が行う収益事業に対する課税措置について」（昭和56年8月21日保険発第63号厚生省保険局国民健康保険課長通知）の新旧対照表（改正部分）

改正案	現行
<p>記</p> <p>1 税法等の改正内容について（省略）</p> <p>2 税法等の改正に伴う国民健康保険組合等の経理事務について</p> <p>(1) 収益事業の範囲等</p> <p>①（省略）</p> <p>② 収益事業の範囲に該当しないもの</p> <p>ア（省略）</p> <p>イ（省略）</p> <p>ウ（省略）</p> <p>エ 国民健康保険団体連合会が行う次の事業。なお、当該事業の運営については、本日付、小職及び国民健康保険指導管理官通知「国民健康保険団体連合会における経理事務について」によるものとする。</p> <p>(ア) 国民健康保険団体連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う事業（手数料を徴収する事業のうち、当該事業が実費精算の考え方に基づいて行われていることについて所轄国税局長又は税務署長に確認を受けたものに限る。）</p> <p>(イ) 国民健康保険の保険者（広域連合を含む。）に対して行う国民健康保険事業運営資金の転貸事業</p> <p>(ウ) 保険者事務共同電算処理事業</p> <p>(エ) 第三者行為損害賠償求償関連事業</p>	<p>記</p> <p>1 税法等の改正内容について（省略）</p> <p>2 税法等の改正に伴う国民健康保険組合等の経理事務について</p> <p>(1) 収益事業の範囲等</p> <p>①（省略）</p> <p>② 収益事業の範囲に該当しないもの</p> <p>ア（省略）</p> <p>イ（省略）</p> <p>ウ（省略）</p> <p>エ 国民健康保険団体連合会が行う次の事業。なお、当該事業の運営については、本日付、小職及び国民健康保険指導管理官通知「国民健康保険団体連合会における経理事務について」によるものとする。</p> <p>(ア) 国民健康保険法第四十五条第五項の規定に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払の事業</p> <p>(イ) 国民健康保険の保険者（一部事務組合を含む。）に対して行う国民健康保険事業運営資金の転貸事業</p> <p>(ウ) 保険者事務共同電算処理事業</p> <p>(エ) 第三者行為損害賠償求償関連事業</p>

<p>(オ) 医師・保健師等学貸付事業</p> <p>(2) 収益事業を営む国民健康保険組合等の事務手続等</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ 棚卸資産の評価方法の届出(法人税法施行令第二八条関係) (省略)</p> <p>オ 減価償却資産の償却の方法の届出(法人税法施行令第四八条及び第四八条の二関係) 国民健康保険組合等有する減価償却資産につき法人税法施行令第四八条及び第四八条の二に規定する償却の方法のうち、そのよるべき方法を確定申告書の提出期限までに所轄税務署長に届け出ることとされていること。 なお、減価償却の方法を届け出なかった場合は、減価償却資産を取得した時期（平成 19 年 4 月 1 日以後の取得かどうか）に応じて定率法又は旧定率法が適用されることになること。</p>	<p>(オ) 保健婦等学貸付事業</p> <p>(2) 収益事業を営む国民健康保険組合等の事務手続等</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ たな卸資産の評価方法の届出(法人税法施行令第二八条関係) (省略)</p> <p>オ 減価償却資産の償却の方法の届出(法人税法施行令第四八条関係) 国民健康保険組合等有する減価償却資産につき法人税法施行令第四八条に規定する償却の方法のうち、そのよるべき方法を確定申告書の提出期限までに所轄税務署長に届け出ることとされていること。 なお、減価償却の方法を届け出なかった場合は、定率法が適用されることになること。</p>
---	--